

◆申請者(申請者の生計を維持する方)へ

所得・課税証明書の発行を受ける際には、この用紙を、お住まいの市町村の税担当部署に提示してください。

◆市町村の税担当部署の方へ

この用紙の提示を受けましたら、所得・課税証明書に加えて、「清流の国ぎふ大学生等奨学金に係る課税証明書(補足)」または、これに代わる書面を発行していただきますようお願いします。

※所得・課税証明書により「課税標準額(課税所得額)」及び「市町村民税調整控除額」の確認ができる場合は、本書の発行は不要です。

様

(申請者の生計を維持する者)

清流の国ぎふ大学生等奨学金に係る課税証明書(補足)

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例、規則及び要綱に基づき実施される、清流の国ぎふ大学生等奨学金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の所得・課税証明書に記載のない事項については、下記の通りです。

令和6年度(令和5年分)の所得等

・課税標準額(課税所得額) _____円

・市町村民税調整控除額 _____円